

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月3日（月）午後1時30分から午後2時53分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 45（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一		
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
11 番	高木 伯志	12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士	16 番	堀田 善春
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
19 番	山口 一光	20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
3 番	井上 和久	4 番	上谷 一郎
5 番	氏原 邦弘	6 番	岡山 正喜
7 番	梶原 茂夫	8 番	木村 寛
9 番	河野 順子	10 番	河野 秀雄
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
15 番	竹葉 直正	16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
		20 番	森崎 正
21 番	薬師寺 悦子	22 番	山田 悌示
23 番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員（3名）

農業委員 2 番 大島 博雅

最適化推進委員 19番 松本 武雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

14番 中尾 美千代 15番 兵頭 立士

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第4号 諸証明について
報告第5号 農地法第4条・5条許可について
報告第6号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
報告第7号 農地原形変更届出書について
(令和6年12月16日～令和7年1月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第4号 宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域計画」
(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課課長補佐 山口 芳彦 農林課農業振興係係長 宇都宮 弘

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員 23 名、農地利用最適化推進委員 22 名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和 7 年 2 月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。
欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、大島委員、松本委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に中尾委員、兵頭委員を指名いたします。

まず、報告第 1 号から第 7 号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第 1 号から第 7 号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。
何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 5 ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は11件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書5ページから6ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《和田委員》

96番についてご説明いたします。譲受人は自家消費目的のための新規就農でございます。耕作でございます。問題ないと思います。

《末光委員》

97番について説明いたします。◇◇◇◇さんの樹園地を◇◇◇◇さんへ譲渡する、ということです。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの祖父、お祖父さんは、お祖父さんにあたる◇◇◇◇さんは親戚関係でありまして、自宅の方も、道を挟んで向かい合わせになっております。そういうことから、◇◇◇◇さんの隣接する農地が一部◇◇◇◇さんの柿畑がありまして、その土地を、一応◇◇◇◇さんの、◇◇◇◇さんか、◇◇◇◇さんやな。そこら一緒にあれした方が、合理的なということで、◇◇◇◇さんが譲り受けるということで、◇◇◇◇さんについても年が、年齢が高いんで、一応土地の処分ではないんですが、見直しを図って、そういう話になっております。以上です。

《井上惣一委員》

98番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親子関係で、補助事業申請のための申請です。◇◇◇◇さんに関しては、全く問題ありません。以上です。

《森崎委員》

99番について説明申し上げます。◇◇◇◇んの土地を同じ部落の◇◇◇◇君が耕作したいということで、◇◇◇◇さんは若手でもありまして、全然問題ございません。

《上谷委員》

100番、101番についてご説明します。◇◇◇◇君と◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんは、お孫さんとお祖父さんお祖母さんとの関係です。◇◇◇◇さんの方は所有権の移転、◇◇◇◇さんの方は賃貸借権の設定ということになりました。◇◇◇◇君、大変真面目な好青年です。何ら問題ないと思います。

《高木委員》

102番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは、今大阪に住んでおられて、とてもこちらでやるということは無理だということで、◇◇◇◇君が代わりにやるということで、もう何も問題はないと思います。

《兵頭委員》

はい、103番について説明したいと思います。前回も◇◇◇◇さんの件で、こちらでご協議いただいたと思うんですが、引き続き隣接地ですね、ちょうど隣の畑をお持ちの◇◇◇◇さんの方から、野菜作りとかするんだったら隣接しているのでうちも使って農業されたら、というようなお話をいただきまして、円満に話が進んでいるというところでございまして、何ら問題はないと思っております。

《山口委員》

はい、104番について説明をします。◇◇◇◇さんはお父さんが作っていたんですが、お父さんが亡くなられて、遠隔地でもあるし、◇◇◇◇さんの要望によって売買が成立したような関係です。◇◇◇◇さん、高齢ではあるけれども息子さんがおられまして、どうもお話を聞いてみると、畑でなくて栗を植えて栽培する予定だそうです。問題はないと思います。

《船田委員》

105番と106番について説明します。これは所有権移転で◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんより◇◇◇◇さんが所有権移転されて、農業を、畑を、また同じように耕作されるということです。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

す。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、自己駐車場が1件、賃貸住宅が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。8ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します、10番について説明いたします。この土地を◇◇◇◇さんが駐車場にするという申請です。この案件については、1月30日に会長はじめ関係者にて、現地調査を行っております。この土地を転用することによって、周囲に被害なく問題ないと思います。

《森崎委員》

11番について説明申し上げます。去る1月30日に、小清水会長はじめ農業委員会の方も来ていただきまして、現地で確認をいたしました。これは、前の所有者は◇◇◇◇さんということでしたんですけども、亡くなりまして、妹さんの◇◇◇◇さんが引き継ぐことになりました。それで、家を借家にしたいというようなことで、これ、この当時違反転用とは分からなくて今回改めて出したい、というようなことでお話もらいました。平成7年頃に建てた家を借家にして、前の、昭和25年頃に建てた古いを解体して駐車場にするというようなことで、説明を受けました。この件、両隣全然問題ないことで、私たちもいいんじゃないかと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請、分譲宅地が1件、自己駐車場が1件、資材置き場が1件、貸駐車場が1件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。10ページから11ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

はい、29番、30番について説明をいたします。まず29番であります、譲り渡す◇◇◇◇さんにつきましては、この土地を相続をしました。ただご本人、今一時的に宮下の方に住まわれておりますけど、本来は東京の方に住まわれておるということであります。ですから、耕作をできないということで、この土地を◇◇◇◇さんが買い取り、分譲にするということでございます。

なおこの件につきましては、1月30日に会長はじめ関係者の方々と現地を確認いたしまして、周りに対する影響もないということで、問題はないと思われま

す。続きまして30番でございますが、譲り受ける◇◇◇◇につきましては、この申請地の近所で介護事業をしており、従業員の駐車場が不足ということで、◇◇◇◇さんの土地を譲り受け駐車場にする、という計画であります。こちらにつきましても、1月30日に会長をはじめ関係者の方々と現地確認を行い、周りに農地もなく影響はない、ということで、特に問題はないと思われま

《白井委員》

31番をご説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇というところで、生簀、魚の養殖の生簀を作っている取締役になります。そして、その土地を譲り受けて資材置き場、倉庫を作る、という申請です。この案件につきましては、1月30日に会長初め関係者にて現地調査を行っております。すでにこの土地には、平成30年4月頃より、資材置き場として使用していたということです。違反転用になりますが、始末書も提出されております。現地調査の時には、今後このようなことがないように指導しております。問題ないと思います。

《山田委員》

32番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは亡くなっておるんですけども、奥さんの◇◇◇◇さんの方にこの土地は渡り、それで、遠縁にあたる、同じ脇の◇◇◇◇さんの方が、真珠をされている方なんですけども、◇◇◇◇さんが、真珠の資材置き場とか、ちょっと車を置いたり通路にしたりいうことで転用をさしていただきたい、ということで、7年の1月30日に会長はじめ農業委員会の皆さんと一緒に現地調査を行いました。適正にその農地も手入れされたり、管理しておりますので、将来的にも問題がないと判断いたしました。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

はい、井上委員。

《井上和久委員》

はい、失礼いたします。議案そのものに対するあれではないんですが、ちょっと見慣れない表現がありましたので、ご質問をさせていただきました。32番の貸し出し、譲り渡し人が、個人名ではなく相続財産ということになっておりますが、住所は松山、このような表記で構わんのでしょうか。

《 会 長 》

事務局お願いします。

《山下係長》

実際の登記簿、法務局に登録されている記載そのままを使わせていただけてます。一応こういう形の名称になっておりましたので、こういう形で記載をさせてもらってます。

《井上和久委員》

この松山の住所というのは、どこ。◇◇◇◇さんのお住まいの住所が松山、という

ことですか。

《中島次長》

失礼します。おそらくなんですけど、相続財産になりますと、相続財産管理人というのがつくようになりますので、大体が弁護士さんなんですけど、そのところの住所にこの相続財産、これ法人という形に、こういった相続人がいない場合には、その相続財産が相続財産法人という形になって法人の扱いになりますが、実際には弁護士さんなりが、相続財産管理人さんが管理することになりますので、その相続財産管理人の方の住所がおそらく松山なんじゃないか、というふうに思っております。

《井上和久委員》

はい、ありがとうございます。勉強になりました。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書12ページをご覧ください。議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。宇和島市長より農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。

番号7、申請者、除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。現状はすでに山林化しており、除外の後、非農地現況証明願の提出が予定されております。

続きまして、番号8、申請者、除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。除外の後、農地法第5条の許可申請の予定でございます。15ページに位置図を

添付しております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《佐々木委員》

はい、失礼をいたします。番号7について説明をいたします。農用地区除外申請の件でございます。元々この園地はですね、地元の方が耕作をされていたんですが、その方も亡くなりまして、もう10年以上耕作をしてないというところで、更に申請者は京都在住というところで、農業を行っておらずですね、今後も農地の復旧及び耕作再開の予定はないというところから、山林への地目変更への届け出だった訳なんです。この件につきましては、1月30日に会長副会長はじめ事務局の皆様と園地調査を行っております。また、この園地については、地続きで他の方が耕作している園地もないという所で、特に問題ないと判断をいたします。

《白井委員》

番号8のご説明をいたします。今、所有者につきましては、大分県の方に移住して、かつ高齢のため現在の管理が困難な状況になっており、申請地は休耕地となっております。申し出者である◇◇◇◇は、生簀等の鉄工業を行って、その会社、工場自体が手狭で不便な状況となっております。新たな事業用地の確保を検討した結果、同じ坂下津地区にもあり交通の便も良く、県道にも面しているため申請地を取得し、資材製品置き場、駐車場を使用する目的で、申請地の農用地除外の申し出がありました。この隣接等については農地もなく、問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定

いたします。

続いて、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 16ページをご覧ください。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和7年2月10日となっております

1ページめくっていただきまして17ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規8件13,386.77㎡、更新27件71,464.00㎡、計35件84,850.77㎡となっております 所有権の移転は、宇和島地区で1件7,462.00㎡、吉田地区で2件1,905.00㎡となっております。

今月の利用権設定、所有権移転の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《宮河委員》

147番について説明いたします。◇◇◇◇さんが経営を拡大したいということで、◇◇◇◇さんの農地に新たに利用権を設定し、耕作するものです。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

《船田委員》

148番について説明します。これは更新です。今までも◇◇◇◇さん、今、相続人である◇◇◇◇さんより◇◇◇◇さんが引き継がれて、また耕作されるということです。また、5年の予定でやっています。以上です。

《竹葉委員》

149番から154番までについて説明します。149番から154番の6件の事案は更新になります。設定を受ける◇◇◇◇さんが、全て引き続き耕作されるということです。◇◇◇◇さんは積極的に農業に従事されており、何ら問題ありません。

155番について説明します。155番は更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは、会社退職後、真面目に農業に取り組まれています。引き続き耕作されることを確認しており、問題ありません。

《高木委員》

156番から159番について報告いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは、普段から仲のいいというか、あれで、更新ですので、今まで通り◇◇◇◇さんが作るということ、◇◇◇◇さんが作るということです。

157番は、◇◇◇◇君が◇◇◇◇さんの田んぼを、今までもずっと作っていたんですが、これからも更新でやっていきたいということでした。

158番は、◇◇◇◇君が◇◇◇◇さんに頼まれてやっているんですが、香川県におるということでなかなか会うこともできないので、電話で更新さしてくれということだったそうです。

159番は、◇◇◇◇君が◇◇◇◇さんの田んぼを更新なんですけど、158番新規です、今、◇◇◇◇君は、親子3人でずっと専業農家をやっておられまして、小沢川だけでも今、3町ちょっと当たったり、自分の田んぼであったりをして、熱心で徐々に機械なども大きくして真面目にやっておられますので、何も問題はないと思われます。

《堀田委員》

160番でございますけれども、◇◇◇◇さんとそれから◇◇◇◇君の間で話がまとまりました、ということでございます。◇◇◇◇君は熱心に農業をしておりますので、何ら問題ないと思います。

それから、あとこれは、◇◇◇◇君が自分の2件を更新で継続するというので、これも問題ないと思います。以上です。

《岡山委員》

163番について説明いたします。この案件は更新であります。◇◇◇◇さん相続人の◇◇◇◇君の農地を◇◇◇◇が10年の更新で耕作するというので、何も問題ありません。

《末光委員》

164番について説明します。この案件は10年の更新です。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが樹園地として使用するということです。問題ないと思います。以上です。

《氏原委員》

165番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇君は、水田面積の経営を縮小しているために、利用権設定を受ける◇◇◇◇さんに作ってもらうように、耕作してもらうようになりました。◇◇◇◇さんは熱心に稲作農業されており、問題ありません。

《和田委員》

166番、167番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは、2件とも更新で

ございます。百合田さんは三間で手広く農業されてるそうで、何ら問題ないと思います。

《武内委員》

はい、168番について説明をいたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが新たに耕作する、ということでございます。◇◇◇◇さんにつきましては、農地所有適格法人となっておりますので、特に問題はないと思われま

《小清水委員》

169番についてご説明いたします。◇◇◇◇さん、99歳でございまして、今現在施設の方へ入られております。80過ぎまでですね、熱心に農業をやられてお

まして、苗木も植えとったという畑でございます。その畑の近くに耕作しております◇◇◇◇君、熱心に農業をやられておりますが、彼がこの畑を借りてですね、これまでも耕作をしておりましたので、今回更新ということで、何ら問題はないかと思っております。

続いて170番から172番まで説明いたします。◇◇◇◇さんは、もう、お早くから心臓が悪いということで農業の方リタイヤされまして、今、娘さんの住んでおります松山の方に居住しておる次第でございます。同じ部落のですね、畑が近いということで、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの3名がですね、それぞれ畑を当たってこれまでも作っておりました。3名とも熱心に農業をやられております。これからですね、熱心にやられるということでございまして、何ら問題はないかと思っております。以上です。

《加賀山委員》

173番について説明いたします。更新であります。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということです。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題はありませ

ん。

174番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作される、ということです。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題はありませ

《谷本委員》

175番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇君が当たって作る、ということです。新規ですが◇◇◇◇君も熱心に農業されております。何も問題はないと思

います。

176番について説明します。◇◇◇◇君が◇◇◇◇さんの土地を借りて作る、ということです。更新であります。◇◇◇◇君も熱心に農業をされておりますので、何も問題ないと思

います。

177番について説明いたします。◇◇◇◇君が◇◇◇◇さんの土地をまた更新されるそうです。◇◇◇◇君も熱心に農業されておりますので、何も問題ないと思

《河野委員》

失礼します、178番について説明します。◇◇◇◇君は、◇◇◇◇さんの畑を借りて、既に耕作をしております。今回更新なので、別に何ら問題はないと思われます。

179番について説明します。◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんがもう既に耕作しております。今回また更新なので、別段問題ないと思われます。以上です。

《森崎委員》

180番について説明いたします。この件は更新であります。◇◇◇◇さんは、もう施設に入っておられまして、借り手の◇◇◇◇さんはちゃんと後継者も育ておりますし、何ら問題ないと思います。

《早稲田委員》

181番について説明します。181番についても更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんですが、元気で真面目に農業に取り組んでおります。今まで通り耕作することですので、別に問題はないと思います。

《谷本委員》

34番について説明をいたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが購入する、ということであります。もう◇◇◇◇さんは農業、もうされておりませんので、多分譲ることになったんだろうと思います。◇◇◇◇さんも熱心に農業されておりますので、何も問題ないと思われます。以上です。

《渡邊鉄雄委員》

35番、所有権移転を説明します。本日、報告3号の60番にあります農地法第18条第6項の規定により、使用貸借の解除後、◇◇◇◇さんから◇◇◇◇君にということで、所有権移転でございます。何ら問題ありません。

《大塚委員》

36番について説明いたします。現在松山にご在住の◇◇◇◇さん、元々は下波でお住まいされ耕作されておったんですが、この度同じく下波で耕作をされております◇◇◇◇さんとの話し合いがまとまりまして、所有権移転という運びになりました。以上でございます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、山口委員、上谷委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

《 会 長 》

はい、挙手全委員であります。よって議案第5号は原案の通り承認することと決定いたします。山口委員、上谷委員の入室を認めます。

続いて、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。27ページをご覧ください。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、意見を求められたものです。

この農用地利用集積等促進計画とは、議案第5号の農用地利用集積計画、いわゆる基盤法による利用権設定に変わるもので、令和7年4月以降、これまで基盤法によって利用権設定されていたものは、基本的にこちらの促進計画へ移行すると考えております。

今回、これまで基盤法では設定できなかった親子間の貸借についても、促進計画であれば設定できるということで、先行して促進計画で利用権を設定するものが1件、それから既存の中間管理機構を通した貸借の変更の場合は促進計画で行う、とされているため、その変更の案件が1件、計2件を促進計画で処理しようとするものです。

番号1をご覧ください。番号1は、使用貸借権を設定しようとするものです。促進計画では全て間にえひめ農林漁業振興機構、いわゆる中間管理機構が入ることになっておりまして、所有者である伊井威津子さんが中間管理機構へ一旦土地を貸出、中間管理機構が最終的な借り人である伊井崇さんへ貸し付ける、といった流れとなっております。

これまでも基盤法による一括方式という形で時折議案が上がっており、その際は土地の所有者から中間管理機構、そして中間管理機構から借り人、という議案の形式としておりましたが、今後この促進計画は全て間に中間管理機構が介在する形となりますので、議案書としては間の中間管理機構を省略した標記とさせていただきます。

次に、番号2をご覧ください。番号2は使用貸借権の移転でございます。この後、担当委員さんからの説明もあろうかと思いますが、これは既に中間管理機構に貸し出され、貸借が成立していた土地の借受人、耕作者が事情により耕作できなくなったため、最終的な耕作者のみ変更しようとする案件です。この場合は権利を設定する者の欄に中間管

理機構を表示する形とさせていただくことになります。

4月以降は「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定」という議案は無くなり、こちらの議案の形となります。

また、これまでの農用地利用集積計画は農業委員会が決定し、市が認可・公告していましたが、促進計画では農業委員会は意見を求められているもので、その意見に基づいてえひめ農林漁業振興機構が決定し、県から権限移譲を受けた市が認可・公告することになります。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

1番について説明いたします。この案件は、1つの集積計画で農地の所有者から中間管理機構、中間管理機構から耕作者という、2つの貸借を一括で行うものであります。利用権の設定を受ける伊井崇君は、元々親戚にあたる人からこの農地を基盤法で貸借しておりましたが、今回貸借期間が満了するために、通常でしたら更新をする意向であったのですが、貸借期間の途中、この農地は、◇◇◇◇君のお母さんである◇◇◇◇さんに所有権が移転されたため、同一世帯内の農地である貸借は不要となりました。

しかし、改植の補助事業の関係から、◇◇◇◇君が貸借をしてる状態である必要があったため、中間管理機構を利用することにしました。◇◇◇◇君は担い手として機構が定める条件を満たしており、借り入れとしては問題ございません。

《宮河委員》

2番についてご説明いたします。津島町増穂地区では、平成27年度より農地中間管理事業を導入し、中心的担い手の農地の配分を実施しました。今回は、◇◇◇◇さんの耕作の権利を◇◇◇◇に移転する、という案件です。移転を受ける◇◇◇◇は地元で手広く耕作しており、問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお

願います。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい、挙手全委員であります。よって議案第6号は原案の通り承認することと決定いたします。

続いて、議案第7号農業経営基盤強化促進法法律第19条第6項の規定による地域計画（案）に係る意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。

議案書28ページをご覧ください。議案第7号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域計画」（案）について意見を求められたものです。

今回は議案書にある地区についてとなっており、残りの地区については来月の総会へ上程予定でございます。地区ごとの詳細な資料につきましては、本来全委員さんへお配りすべきとは思いますが、何分資料が多数となってしまうため、詳細な資料については各地区の担当委員さんのみにお配りしております。前方のスクリーンに、地域計画の一例をお示ししております。こちらを使って、地域計画の概要について農林課担当より説明させていただきますので、お手元に資料の無い委員さんにつきましては前のスクリーンをご覧ください。

それでは農林課より説明をお願いします。

《宇都宮係長》

失礼いたします、私、農林課の宇都宮と申します。私からは、先ほど事務局からありましたけれども、このたび作成をいたしました地域計画の案につきまして説明させていただきたく、お時間をいただく次第でございます。以後、着座にて失礼いたします。

すでに前方に、昨年度末に策定をしております地域計画について掲示をしておりますけれども、そもそも、皆様ご承知のことかとは存じますが、地域計画と言いますのは、農業経営基盤強化促進法の定めによりまして今年度内に策定すること、とされているものでございます。

地域計画は、現行の人農地プランの後継にあたる計画として、農地を将来に渡って確保し地域農業を維持発展させていくため、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するものでございます。具体的には、概ね10年後、誰がどの地域で耕作をするかを明確にした地図、目標地図と言われているものなんですけれども、それを合わせて作成することとなっております。

地域計画を策定しようとする場合は、予め農業委員会、その他の関係者の意見を聞くこととされておりますことから、本日このような場を設けさせていただきました。

先程ありましたとおり、今回は旧市内と津島町の一部について案を作成しております。ご担当の委員の皆様のお手元には、地域計画の案を配付しております。

ここで、前方のスクリーンに移るわけなんですけれども、地域計画の構成といたしまして、まず、地域農業の現状及び課題であったり、それに対してどのように取り組んでいくかといったものを記載しております。様式がまず、ついてございます。その次に、地域内の農業を担う者一覧ということで、ホームページ上に公開しておりますのは、この農業を担う者AからIまでになります。皆様の、該当する委員さんのお手元にお配りしておりますのは氏名が掲載されているものになるんですけれども、ホームページ上で公開する際は、氏名は伏せて、このような形で公表するものになります。

この様式の次に、これは宇和島中組の地域計画になるんですけれども、目標地図といわれるものが地域計画には添付されます。これはここに耕作者の方の氏名、伏せてはあるんですけれども、AからHの方のリストが載っております、この方々が10年後どこで耕作を継続されるかとか、あと、担い手に継承される、耕作しないという選択肢であったり、現状においては未定、という選択肢もあるんですけれども、例えば、右のこの部分であります、3番の方、Cさんになるんですけれども、3番の方が10年後も耕作を継続されるエリアであるという表示です。

一方、この2番というところなんですけれども、ここはリスト上のBさんという方が10年後はやむなく耕作を辞めてしまわれる、そういったエリアということになります。

前方の説明は以上になるんですけれども、ここからは、お配りしている委員さんに対する説明にはなってしまいます。地域によりましては、農業者の数が多く、かつ広範囲な地域においては、地図上で番号は振ってあるんですけれども、何番の農業者の方がどこで耕作をされているかっていうことを、非常に分かり辛い状況になっている点、申し訳ありません。大まかにこの辺りで耕作をしているという参考程度にご覧いただけたら、幸いです。

当然、誰がどこの地番で耕作をしているという情報は当方で持っておりますので、変更がある都度、情報を更新したいと考えております。また、地域によりましては、その一部しか、現状、目標地図がないところもございます。

地域計画に位置付けられている、この地域計画に名前が載っているということが要件となって受けられる、国とか県の補助事業がありまして、その関係で、先行して、お一人お二人とか、そういった極少人数になるんですけれども、名前を載せている方もおります。

この地域計画なんですけれども、今年度末までにまずは策定という期限がある中で、今お示ししているものは、決して完全なものではありませんけれども、この地域計画は、作って終わりではなくて、今後も少なくとも年に1回は内容を見直すこととされておりますので、今後も地域との協議を継続いたしまして、より整合性の高いものに更新をしていきたいと考えています。

また、この地域計画の策定に関しまして、農業委員の皆様方に対して、これはこれまで、まさに本日の定例総会の場で、このように案をお示しして、ご意見を伺うという想定しか今のところできておりません。できていないんですけれども、今後、必要

に応じまして、地域との協議の場にてご意見をいただけるような、そういったことも検討をしております。

現状において、意見をお聞きしたいと言ってもお答えのしようがない状況かも知れませんけれども、こういったところで私からの説明は終わります。ありがとうございました。

《 会 長 》

説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。はい、末光委員。

《末光委員》

10年言われたんですが、私も若い、柿原地区で若い方で70なんで、これで10年先って言ったら、ほとんどもう作る人おらんのよ。おらんなるで、ほとんど後継者はおらんけん。そこらを確認していくんですか。場所もこれ、分かりにくいわいな。

《宇都宮係長》

はい、仰るとおりでございます。地図の表記上、大まかにこの位置でというようなことしか表現しきれておりませんこと、まず重ねて、お詫びしたいなと思っております。

10年先の想定というところで、繰り返しになりますけれども、少なくとも年に1回は見直すこととされているので、最初は10年先も継続する意向であったけれども、やはり、誰か担い手に継承するであるとか、もうようしませんというようなことは、随時反映できたらと考えております。

《 会 長 》

よろしいですか。10年先が一応目安なんで、5年先に中間的に大規模な見直しをする、と。それで毎年毎年見直しは行っていく、行うことができるんですけども。やはり補助事業の関係で名前を入れてないと、要は今年の補助ももらえない、と。補助の対象にならんということですので、一応この地域計画に名前を入れて園地を入れて、一応その補助の対象になるようにしてないと、たちまちの補助事業もできんようになりますので、そういう意味でも当面の、やる間は名前を載せておくというふうにしてないと事実上障害ができてくる、ということもあると思うんですが。

《末光委員》

中山間もありますね。中山間となると、年数が違うのかな。それと、今年度と言ったけど、この3月、今年度と言ったら。3月までに。月末までに差し向き策定をする。

《宇都宮係長》

3月末までに。差し向き、策定をする。当然、先程も申しましたように、完全に全ての農地の情報を反映できている訳ではありませんので、今後、ひとまず策定したも

のをベースに、整合性の高いものにしていきたいと考えています。

《 会 長 》

はい、大塚委員。

《大塚委員》

説明経過聞いた中でちょっと考え方が変わったんですけど。例えば、私、大浦なら大浦のですね、地域に農林課が来てくださって、個々を呼んで、その中で、今程言われた整合性の高い目標とか数値を聞き取っていただければありがたいんだけど、それは不可能ですか。

《宇都宮係長》

現状お作りしているのが中山間、国の交付金事業である中山間地等直接支払制度、その情報であったり、そこの役員さんとの話の中で一通りのものとして策定をしているものであります。

本来であれば、大塚委員仰るとおり一軒一軒意見聞き取りをして、精度の高いものにすべきところではあるんですけども、何分時間的な制約もございますことから、一旦、不完全なものであるんですけども作らせていただいて、その後、詳細な農家さんとの聞き取りなんかは、当然やっていくべきかなと考えています。

《中島次長》

はい。その件に関してですね、私の方から少しお話をさせてもらったらと思います。

農家の方に一軒一軒の聞き取りというのはですね、これ実際はですね、農業委員会の方がやるべき業務というふうにはされておましてですね。農林課さんというよりはこれ、農業委員さんにやっていただくべきということで、国の方からは来ております。なかなかですね、農業委員さんにもお願いしても時間の関係もあって、難しいかなというところはあるかなと思うんですけども、実際にやるとなったらですね、動くのはですね、農業委員さん或いは推進員さんというふうな形になってこようかな、というふうには思っております。

それから先程、末光さんの方からお話があった地図に関してちょっと分かりにくいという話もあったんですけども、これもですね、本来は農業委員会が出せということにはなってるんですけども、例えば、国土調査が終わってる所に関してはですね、農業委員会の方もその国土調査に基づいた地図を持ってるんで何とかなるんですが、柿原とかですね、国土調査が終わってない所はですね、一切地図、まともな地番が分かるような物がなくてですね、その関係で、大部分そうなんですけども、中山間地域でとりあえず把握している地図というところで、農林課さんの方も作っていただいたんじゃないかと思っております。

国土調査が終わってる所に関しましてはですね、随時、農業委員会の方でもですね、確認しながら、また地図、地番の修正とか、そういったところも確認していかんといけんかなとは思ってるんですけども、ただ柿原地区に関しては現状難しいかな、とい

うふうに考えております。以上です。

《 会 長 》

大塚委員、よろしいですか。

《大塚委員》

結局、僕らは何をしたらいいんでしょうか。

《中島次長》

本来はですね、一軒一軒回ってですね、意向を取ってこいと。その土地の所有者と、それから耕作者。土地の所有者は、例えば、もう自分はようやらんけん誰かに渡したいとかですね、そういった意向があるかどうか。耕作者はですね、今耕作してる所からですね、さらに広げたいのか、縮小したいのか、もう撤退したいのかとか、そういった意向をですね、一軒一軒本来聞いて来い、というのが、課せられてはおるんですけども。なかなか、これ、準備も難しいと言いますか。事務局もですね、本来は対応せんといけないんですけど、宇和島市合併してですね、一市三町の中で全体を一気に動かす、ということがなかなか難しくてですね、どうしようかというふうに考えめぐねながら、今このところで来てしまってるような状況で。特に、今年度末までにとにかく作れというふうな、国の方からもずっと話があつてですね。もう、どんな形であれ、作らなければいけないというところで、今現状こういう形になっておるところです。

後はですね、先程も何度か話がありましたが、追々と精度の高いものにしていくという中でですね、また本来やるべきは各農家さんの、或いは土地の所有者さんの意向確認というのもですね、やっていかんといけんというふうには思っております。以上です。

《 会 長 》

よろしいですか。

はい、白井委員。

《白井委員》

いきなりなんで、ちょっと私も理解しにくい面があるんですが、ここには、どういった方法で進めていくというような文章は、つけてないような。

ただ、これ1ページ目で、今口頭説明だけであつたと思うんですが、やはり農業委員がどういふようなのをいつまでにというふうな、明確に文書で出してもらふ、欲しいのと。それともう1つ、この意向調査するのは一軒ずつ回っていくのは大変なんです、農林課の方或いは農業委員会の方でこの該当者に郵送をして、あなたの所は10年後はどんななるんですか、やめるんですか、貸す意向があるのか、とか。そういうのはもうちょっと簡素化できるような、体制してもらって、それでもなおかつ返答がない所は、農業委員の方が出向いていくというようなことも、必要とは思ふ

んですが。

何かもうちょっと、スムーズな簡素化できるようなやり方いうのも、検討してもらいたいと。

《中島次長》

はい、まず農業者一軒一軒というふうに話をしましたけども、これ白井委員さんの仰るとおりですね、まずは郵送等で送ってですね、回答のない所だけとか。それをやるかどうかというのもですね、またその地域によって、今すぐやるという訳でもなくてですね、今後見直していく中で必要に応じて、というふうに考えておりますので。実際には、国はですね、ずっとこれをやれというふうに通知は来てるんですけども、なかなか範囲も広くてですね、土地の筆も多くてですね、今のところなかなか手をつけられてないような状況となっております。

繰り返しになりますけども、実際にやるときはですね、まずは文書で、郵送で送ってとかですね、そういう形になろうかとは思っております。

ただですね、農業委員会が持っている資料というのは農家台帳というのがあるんですけども、その中のですね、経営者とかそういった情報がですね、ここ何年か更新をされてない状態になってます。

昔はですね、選挙があった関係で、選挙の度にですね、多分確認をしていただいていたかと思うんですけども。選挙制度がなくなった以降ですね、各軒個々に回るというシステムがなくなってしまってますね。そのあたりからやらないと、台帳がですね、整理されてないというところもあってですね、どこから手をつけていいかなというところに、事務局の方になっておりまして、ご案内できてないようなところもあるんですけども。また、そのあたりは、また地区毎にですね、必要に応じてご相談になるようになると思いますので、またよろしくお願いします。以上です。

《 会 長 》

よろしいですか、白井委員。

《酒井委員》

これ、私の方、津島なんですけど、名簿を見せてもらったんですけども。多分これ、もう何十年か前、国営プラントかなんかのみかん団地だと思うんですけども、地元の人が全くいないんですよ。

だから、どこの誰にどうやって連絡取らなきゃいけないという部分が、名簿の人の電話番号もなければ住所もないんで、どうしようもないのはどうすんですかね、これ。多分、もう一人畑地地区の分は多分、ほとんどがそうだと思うんですけども。

《中島次長》

すいません。何度も繰り返しなんですけど、今すぐですね、委員さんに動いてくれということではないんですよ。状況に応じて、地域地域に応じてですね、できる所からという感じなんで、今すぐここにある人に、委員さんに当たってくれということでは

ありませんので。

また、先程言ったように、委員さんの所は多くてですね、どこの誰か分からんという場合はまた、それなりの対応もあろうかと思いますので。

《酒井委員》

じゃもう、無視しとっていい訳ですか、これ。

《中島次長》

今回のこの地域計画につきましては、各委員さんが見てですね、これで何か意見ありますかということなんで、なければもうこれでいいですということ saying いただければ、ということなんです。

《宇都宮係長》

今お示ししている耕作者の方々のリストというのは、先程もお話いたしました国の中山間地域等直接支払交付金の事業で実際に耕作されている方として、集落の代表から提示されたものでありますので、正確性においては不備はないかと存じております。ただ、全てを網羅しているわけではないという中で、今ご質問にあった、一軒一軒自分がそのリストの方に、実際これはどうなのか、ここで本当に作りよるかいという確認しないといけないのか、というつもりで今回お出しした訳ではないので。この案をご覧いただいて、特別何か異論がなければ、この3月末までの公表の物として提示させていただきたい、という意味でございます。一軒一軒確認して欲しいという趣旨ではありませんので。すみません、その点はご了承いただけたらと思います。

《 会 長 》

はい、土居委員。

《土居委員》

先月も質問させてもらったんですが、中山間に、もう全面的に任せますということだったんですよね。そうしたら、また今回は農業委員が回ってください。もう全然、もう去年の4月から起こってる問題でしょう。そっちは会長も、農林課の方に意見聞きましたよね。そしたら農林課も全然、今答える術がないということであって、今になって、もう3月いったら、もう来月ですよ。これで答えを出せ言う、なかなかこれ、なんで今までほっとったんですかね。そこら辺を、ちょっと経緯を。

《中島次長》

農業委員さんに一軒一軒に回ってっていうのは、今後、場合によってということなんで、今すぐに回ってくださってことではないんで。3月末までにどうしても作らないといけないということで、一番組織が知っている、しっかりしてる中山間を中心に、農林課さんの方が、仕上げていったというような経過ということでございます。

決してですね、これを今からすぐ、3月末までに委員さんに何かお願いするという

ことではなくてですね、今日の間ではですね、とりあえず今お示しをします地域計画に関して何か委員さんからご意見がないかどうか、というような意見聴取の間となっておりますので、ご理解いただいたらと思います。

《 会 長 》

よろしいですか。

《土居委員》

去年の4月から始めとったらですね、会合は各々あるわけですよ、そしたらその時によってですね、意見を聞くということはできたと思うんですけど。もうちょっと早くから始めた方がいいと思います。もう、3月、本来来月なんで。

《 会 長 》

宇和島市の場合は、農業委員会が本来は、よそは農業委員会が中心になってやりやる所もあらうと思うんですが、うちはもう中山間の方が、実際にお金も振り込んでもらっとるし、そういう組織的な動きができるんで、中山間の組織を主体に実際に作ってもらった、ということでございます。うちとしては、もう、これを承認するというのが仕事です。

言っちゃいけないけど、人農地プラン、10年前に作ったけどあの時には部落の公民館に寄って生産者がシール貼って、後継者おるおらん、将来辞めるじゃ拡大するじゃ言うて、いろいろやったんですけども。結局、あれやっただけで、地図は作って上に上げて、当然名前も入っとるんで、それなりの見えんとこでのメリットはあったと思うんやけど、実際あれ作ったけんいうたって何もないでしよ。途中で死んだ人もおるし辞めた人もおるんやけども、それはそれなりに、土地が遊休農地として辞めた所もありや他の人が引き継いでやる所もありで、計画自体を、国の都合で作りよるだけで、実際に、現場の農家としてあんまりメリットがないと思うんですよ。

それで、米やったら、来年から広げようかいうのもあるけど、みかんについては、そしたら来年から一町広げてやっても、それこそ消毒はせないけん、摘果はせないけん、収穫はせないけんいうことで、仕事からして無理なんやけん、そういう規模拡大はできん訳ですよ、農家の場合は。果樹農家の場合は。そういうことも含めたらですね、計画を作って、果樹農家やったら、ここを当たろうか、当たったけんここを経営的に不利な所を辞めようか、というふうな考えを長期的に考えられるとは思いますが、そうじゃなかったら、あんまり役に立たんじゃないのかと個人的に思う訳ですよ。いや、会長が言うことじゃないけど。

《土居委員》

もう、別の話かもしれませんが、ノートパソコンを渡して、農業員一人一人に、もうすでに契約もして、支払いをしようとか、そこには農地もあったりするんですよ。

《 会 長 》

タブレットだと思うんですが、吉田は基盤整備をしてないんで、その農地の情報が正確に入っていないという所もあります。

《土居委員》

今も農地が、所有者とあれが全然違うたりとか、広さも全然違いますよね。そこら辺からも詰めていかんと、なかなかそうそう。無駄なパソコンの、パソコンで無駄なもん払うたりするよりもですね、その、基盤整備ですよね。そこら辺から、少しずつやっていかと、どうにもなりませんね。

《 会 長 》

国土調査、吉田町の場合は実施しとるわけですよ。実施はして測量をして、出とる人に賃金を払うて元のもんはできとったんやけども、当時の町長が登記をせなんだと。国の方からしたら、補助金出しとるんでもう国土調査は済んだはずですよっていうのが吉田町なんです。やけん、今はもうできてないんで、登記してないんでもう1回やり直すというのをお願いして、補助をわざわざつけてもろうて、少しずつやりよるわけですよ。

だけど、宇和島市の場合は初めてなんで、宇和島の場合は順調に潤沢にお金がついてやれるんやけども、旧吉田町の場合はそういうふうに一遍やっとなるやないか、ということで、やれんというのが現状です。

これはもう、当時の町長と、町民の農家の意見も、固定資産税が倍になる三倍になるいうところがあって、登記は止めてくれと町長に圧をかけて登記をさせなんだ、ということがあるんで。もう、これも、自業自得です。それで、公共事業についても、なかなか前向いて進まんというのは、国調が登記されてない。それが影響ですので、もう、これはもう仕方ないです。

はい、井上委員。

《井上和久委員》

はい、すいません。私宇和島の城南地区担当で、うちには地域計画は必要ないと思いつたんですが、これに名前を入れてないと、例えば 0.4 ヘクタールの方なんですけども、補助金が受けられんということなんで、とりあえずこの中に名前を入れてあげて、地域計画、今回出すものはたたき台なんで、農林課が勝手に作ったもんやけん出していいか、という話でいいんですよ。

《 会 長 》

そうです。

《井上和久委員》

我々のする仕事はない、と。今のところ。

《 会 長 》

宇和島市の場合は農林課の方が中山間を中心にやってもらったんで、これも十分に農家の声を吸い取って作ったもんやろう、ということで。農業委員会としては、もうこれは国の方で、農業委員会が承認せないけんということになっておりますので、うちの仕事としてはそれを。

《井上和久委員》

はい、農林課さんご苦労さまということでよろしいですかね、はい。

《宇都宮係長》

はい、委員さん城南地区ということなんですけれども、本当に 1 人の、城南地区においては農業者のごくごく限られたエリアしか描画されていないというところなんです。当然、そこに載っている方は補助事業上必要なため載せている、仰るとおりでございます。今後、城南地区において新たに農業をしようとか、補助事業を活用しようとかいうところで氏名を掲載する必要がある、そういった方が生じた場合には、こちらとしても、園地の場所等を聞き取りの上、徐々に地域計画の変更という形で反映し期待していきたいと思っています。

《加賀山委員》

ちょっと話がよく分からんのですけど。これ吉田町の場合は、吉田町が載っていないんですがどうということなんです。

《 会 長 》

来月に同じような書類が、地区ごとに玉津は玉津で出てきますんで。それを見てもらって承認してもらったら。

《加賀山委員》

自分の地域の、この青写真みたいのは見せてもらうことができる。

《 会 長 》

まだできてない。

《宇都宮係長》

はい、会長仰ったとおり、来月の定例総会時にお示しするような形になります。どちらの地域かということをもたまたま教え願えたら、はい、努力いたします。可能な限り事前に、はい。

《 会 長 》

他にございませんか。

資料の方はもう担当の委員さんに担当の地区だけしか回してないんで、他の人が見

ても、見てないんで分らんということもありますし、全部の地区まだできてない、ということもございます。その中なんです、できた分だけの採決をしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第7号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画（案）に関わる意見照会について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。よって議案第7号は原案の通り承認することと決定いたします。

あと残った地区につきましては、来月の総会に提出されますので、またよろしくお願ひしたいと思います。どうしても事前に見たいという方はですね、農林課の方に連絡をしていただいて、どこそこの誰々が見せて欲しいんやが、ということ言うてもらったらというふうに思います。

以上で令和7年2月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
